

## 浜松市身体障害者補助犬に係る犬登録料等減免要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市手数料条例(平成12年浜松市条例第44号)第5条第5号の規定に基づき、身体障害者補助犬に係る犬登録料等の減免の取扱いについて定める。

### (減免の対象とする犬)

第2条 減免の対象とする犬は、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)(以下、「法」という。)第2条に規定する身体障害者補助犬とする。

### (対象事務)

第3条 減免の対象とする手数料を徴収する事務は次のとおりとする。

- (1) 犬の登録
- (2) 犬鑑札の再交付
- (3) 狂犬病予防注射済票の交付
- (4) 狂犬病予防注射済票の再交付

### (減免の別)

第4条 減免の別は、免除とする。

### (申請等)

第5条 身体障害者補助犬について、第3条に掲げる事務の申請手数料の減免を受けようとする者は、対象事務の申請書に犬登録料等免除申請書(第1号様式)を添えて市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該犬が法の規定に該当するものであることを審査し、減免の可否を決定したときは、申請者に「犬登録料等の減免について(通知)」(第2号様式)で通知する。

### (その他)

第6条 申請者が、身体障害者であることを鑑み、事務処理等に際しては、できる限りの便宜を図ることとする。

## 附 則

この要綱は、平成18年8月1日から適用する。

第1号様式

## 犬登録料等減免申請書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

私の飼い犬は、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬ですので、浜松市身体障害者補助犬に係る犬登録料等減免要綱第5条に基づき、手数料の減免を申請します。

### 記

減免を受け る犬	犬種		愛称	
	毛色	白 黒 茶 灰 淡茶	性別	雄 雌
	体格	大 中 小	生年月日	
	愛犬番号		登録番号	
	区分	盲導犬 介助犬 聴導犬		
減免対象 事務	犬の登録 狂犬病予防注射済票の交付		犬鑑札の再交付 狂犬病予防注射済票の再交付	
備考				

備考欄には、当該犬が、身体障害者補助犬であることを証明する資料のうち、提示されたものについて記入すること。

第 2 号様式

	浜松市指令	第	号
		年	月
			日
住 所			
氏 名	様		
	浜松市長		印
<p>犬登録料等の減免について（通知）</p> <p>年 月 日付けで申請のあった犬登録料等減免申請については、次のとおり決定したので、浜松市身体障害者補助犬に係る犬登録料等減免要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
減 免 を 受 け る 犬	犬 種		愛 称
	毛 色	白 黒 茶 灰 淡茶	性 別
	体 格	大 中 小	生年月日
	愛犬番号		登録番号
	区 分	盲導犬 介助犬 聴導犬	
減 免 対 象 事 務	犬の登録 犬鑑札の再交付 狂犬病予防注射済票の交付 狂犬病予防注射済票の再交付		
減免の可否	免除 却下		
却下の理由			

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。